

平成 22 年度 9 月補正予算編成要領

本府財政は、法人二税を中心に府税収入の大幅な減少が生じ、引き続き極めて厳しい環境にある。そのため、平成 22 年度当初予算編成では、「収入の範囲内で予算を組む」原則を徹底しながら、府政の喫緊の課題に的確に対応を図るため、予算要求段階での各部局長マネジメントによる積極的な事業見直しや、府有資産の売却推進など、歳出・歳入両面での点検を再度徹底的に行なった。

そうした中で、昨年度、緊急経済対策として、国補正予算により措置された「地域活性化・公共投資臨時交付金（以下、「交付金」という。）」については、平成 22 年 2 月に追加配分がなされたため、先の 2 月補正予算編成において追加配分額約 116 億円を財政調整基金に積み立て、平成 22・23 年度で活用していくこととしたところである。

このことを踏まえ、9 月補正予算は、下記の諸点に留意しつつ編成するものとする。

なお、当初予算編成の課程において、本年度中に課題解決に向けた取組みを行うこととしたもの又は当初予算編成後において生じた情勢の変化に伴い予算措置が必要なものについては、厳しい本府の財政状況を踏まえ、緊急を要するものに限り、個別に検討する。

記

1 追加配分された交付金の活用について

(1) 交付金の趣旨を踏まえ、以下のものについて要求すること。

府民の安全・安心を確保するための福祉・医療などの基盤整備

・福祉施設整備として、社会福祉施設耐震化基金の地方負担分、老人福祉施設整備助成

・医療体制整備として、医療施設の耐震化をはじめとする災害時の医療体制の機能強化等

府自らが緊急に対応する必要がある都市基盤施設等の整備

・安全安心のための基盤維持・補修（道路・河川、府有施設等の維持・補修、耐震化）等

(2) 交付金を充当できるのは、建設地方債の発行対象経費に該当するものに限られるので留意すること。

(3) 本交付金の活用期限は平成 23 年度末までとされているが、経済対策として措置された交付金であることに鑑み、可能なかぎり前倒しして活用すること。

2 財政規律の堅持

今般活用する交付金は臨時特例の措置であり、後年度負担が発生しうる新規事業に充てることは、原則として認めない。